

特定空家等認定基準（案）

三条市

平成 28 年 月

特定空家等の認定に際しては、~~別紙『特定空家等認定調査票』に基づく現地調査を行い、空家等対策の推進に関する特別措置法ガイドライン別紙1から4の内容に基づき、~~本市独自で作成した本基準により現地調査を行い、~~次のとおり~~判定を行うものとする。

1 現地調査内容〔法律ガイドライン別紙1関係〕

『そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態』について法律ガイドライン〔別紙1〕では、下記の項目について示されている。

1. 建築物が著しく保安上危険となるおそれがある。
 - (1) 建築物が倒壊等するおそれがある。
 - (2) 屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれがある。
2. 擁壁が老朽化し危険となるおそれがある。

これらを勘案し、所定の状態にあると認められるか否かについては、次に掲げる3つの事項を勘案して判定を行う。

カテゴリー I 【建築物の傾斜(倒壊のおそれ)】

空家等が倒壊等するおそれがあるか否かについて判定を行う。

カテゴリー II 【周辺(近隣の建築物や~~前面~~道路、通行人等)への影響】

空家等が倒壊した場合または空家等の一部の落下や飛散等により、隣地等や~~前面~~道路、通行人等に~~被害が及ぶおそれ~~影響があるか否かについて判定を行う。

①隣地等への倒壊の~~おそれ~~影響

空家等の高さ、隣地等との距離を勘案して評価する。

②~~前面~~道路への倒壊の~~おそれ~~影響

空家等の高さ、~~前面~~道路との距離を勘案して評価する。

③通行人等への影響

落下危険物等の高さ、人の通行する~~前面~~道路等との距離を勘案して評価する。

カテゴリー III 【建築物及び敷地の調査】

空家等が老朽化等したことにより、地震や台風などの自然災害が原因で~~倒壊等するおそれ~~さらに老朽化が加速し、今後、周囲に被害が及ぶおそれがあるか否かについて判定を行う。

①~~一見して危険と判断される空家等の調査~~

~~詳細な調査を行うことなく、一見して危険と判断されるものを評価する。~~

②外観調査・内部調査による空家及び敷地の調査

空家の~~傾斜具合~~や構造躯体の損傷度などにより、空家及び敷地の危険度を評価する。

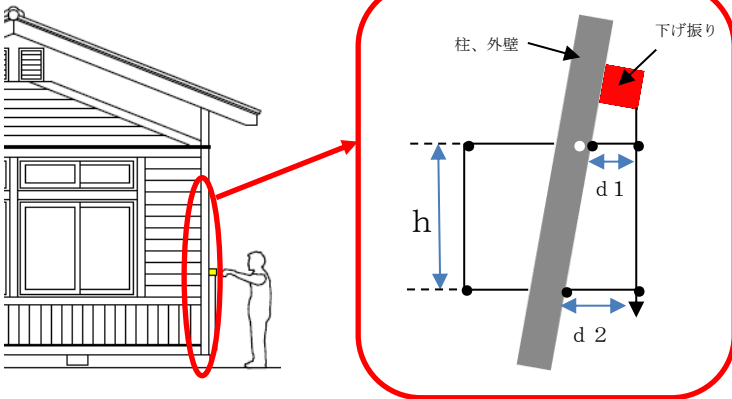
カテゴリⅠ【建築物の傾斜（倒壊のおそれ）】について 【調査票①】

建築物の傾斜が大きいものについては、地震や台風等の自然災害により倒壊や飛散をする可能性が非常に高く、即人命にかかわることから、調査に際しては始めに傾斜を測定し、危険度を把握する。

《判定手法》

1. 調査対象物件の柱に下げ振りをおろして、建築物の傾斜度を測定し、その傾斜度によりレベル1～3（もしくは傾斜なし）に分類する。
（外壁面での測定も可とするが、外装材が破損・剥離等している場合は、適切な測定ができないおそれがあるので、構造躯体（柱）にて測定するのが望ましい。）
 2. 柱別の傾斜度は、原則として2方向での測定値の平均値とする。
（2方向での測定が困難な場合は、1方向のみの測定も可とする。）
 3. 建築物全体の傾斜度は、原則として建築物の1階部分の四隅の柱の傾斜度の平均値とする。
（四隅の柱での測定が困難な場合は、二隅または三隅の柱での測定も可とする。）
- ※2階以上のみが傾斜している場合も、可能な限り同様の基準により判定を行う。

傾斜度 (d/h)	h =1,200mm の場合	判定
(d/h) = 0	d = 0mm	傾斜なし
0 < (d/h) ≤ 1/60 0 超～1/60 以下 (約 1° 以下)	0 < d ≤ 20mm 20 mm 以下 0 mm 超～20mm 以下	レベル 1
1/60 < (d/h) ≤ 1/20 1/60 超～1/20 以下 (約 1° 超～約 3° 以下)	20mm < d ≤ 60mm 20 mm 超～60mm 以下	レベル 2
1/20 < (d/h) 1/20 超 (約 3° 超)	60mm < d 60mm 超	レベル 3



$d = (d_2 - d_1)$
傾斜度 = d/h

※下げ振りを 1,200 mm までおろせない場合は、600mm で測定する。この場合、測定値は 2 倍して計算する。

カテゴリーⅡ【周辺（近隣の建築物や**前面**道路、通行人等）への影響】について
 周辺の地域住民等に与える悪影響として、「近隣の敷地（以下「隣地等」という。）
 への倒壊の影響」及び「**前面**道路への倒壊の影響」並びに「通行人等への被害の影響」
 の3つの事項について評価を行い、その影響度によりレベル1～3（もしくは影響なし）
 に分類する。

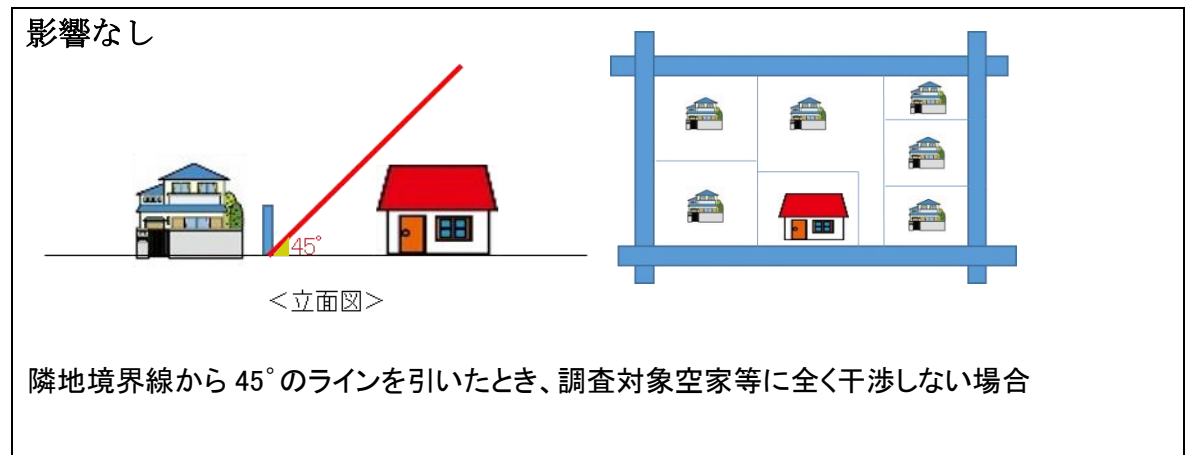
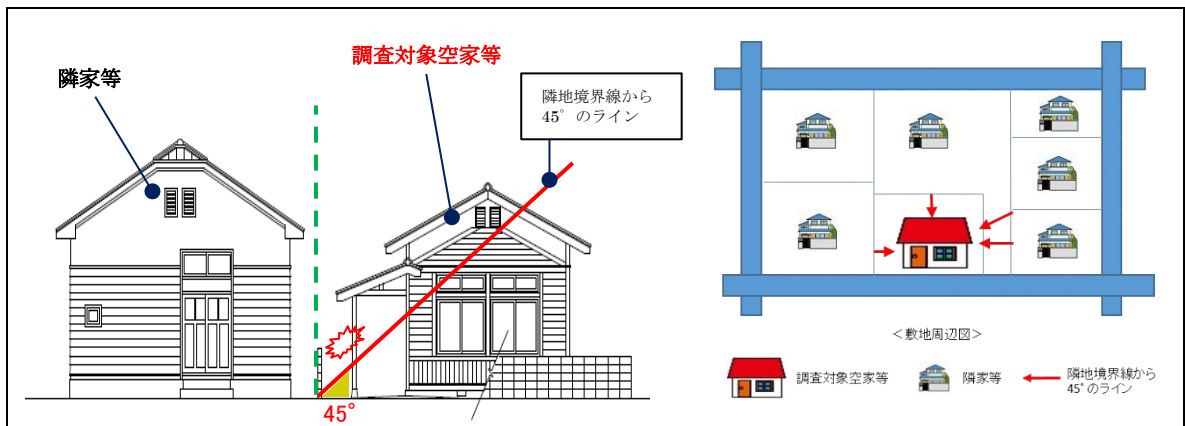
【①隣地等への倒壊の影響】 【調査票②】

調査対象空家等の周囲に存する隣地等の『隣地境界線から45°のライン』を引いて、当該ラインが調査対象空家等（建築物に付属する工作物及びその敷地を除く。）に干渉する場合、隣地等に倒壊するおそれがあるものとして判断する。（※）
 ※調査対象空家等が倒壊した場合、いずれかの部分が隣地等まで到達するか否かを評価する。

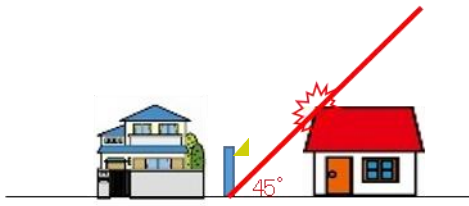
（空家等のいずれかの部分が、その高さと同じ距離だけ水平方向に倒壊するものと判断する。）

《判定手法》

1. 敷地をまたいで倒壊するおそれもあるため、隣合う敷地のみでなく、周囲に存する隣地等について検討を行う。（下図参照）
2. 敷地に高低差がある場合等、45°のラインで一律に判断することが困難な場合は、現地の写真や図示等により、倒壊の危険性を総合的に判断する。



レベル1（影響が小さい（外壁面等面積比率：45°ラインを引いた外壁面側が概ね20%未満））



<立面図>

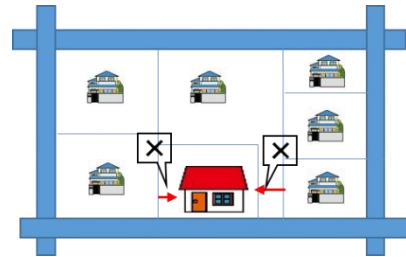


隣地境界線から45°のラインを引いたとき、調査対象空家等に少し干渉する場合（または干渉するか判断が難しい場合）
（干渉する数に関わらず、レベル1）

レベル2（影響が大きい（外壁面等面積比率：45°ラインを引いた外壁面側が概ね20%以上））



<立面図>

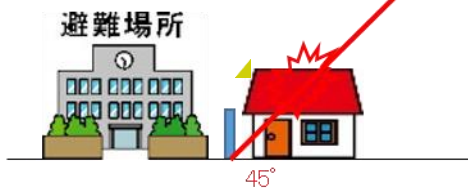


隣地境界線から45°のラインが、調査対象空家等に大きく干渉する場合
（干渉する数に関わらず、レベル2）

レベル3（影響が大きく、隣地等に多数の者が使用する施設等が存する）

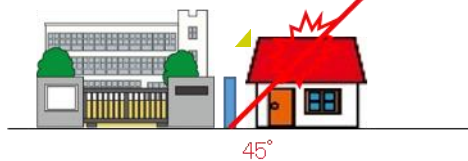
（外壁面等面積比率：45° ラインを引いた外壁面側が概ね20%以上）

指定緊急避難場所



隣地境界線から45°のラインが、調査対象空家等に大きく干渉し、かつ、隣地等に下記に掲げる『多数の者が使用する施設等』が存する場合

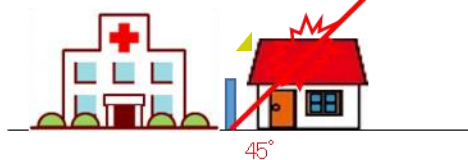
学校



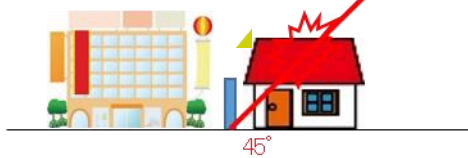
【多数の者が使用する施設等】

- ①市が定める地域防災計画において指定緊急避難場所又は指定避難所に指定された施設
- ②学校
- ③保育所、幼稚園
- ④病院
- ⑤店舗等（百貨店・スーパーマーケット・コンビニ等）
- ⑥警察署
- ⑦消防署
- ⑧庁舎
- ⑨その他（多数の者が使用する施設や防災上重要な施設）
- ⑩物資の輸送等に必要な公共交通機関の施設

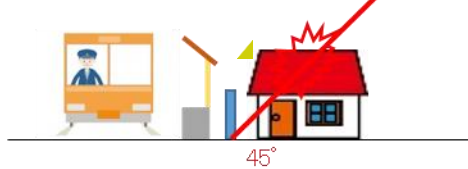
病院



店舗等



物資の輸送等に必要
公共交通機関の施設



※「多数の者が使用する施設等の存する隣地等」に倒壊するおそれがあると判断される場合については、空地や緑地が広く、人の通行が極めて少ない場所に倒壊することが想定される場合は、上記によらず、現地の状況により適宜判断する。

【②前面道路への倒壊の影響】 【調査票③】

調査対象空家等の前面周囲に存する道路の『道路境界線から45°のライン』を引いて、当該ラインが調査対象空家等に干渉する場合は、前面道路に倒壊するおそれがあるものとして判断する。

地震等により前面道路に倒壊等した場合は、地域住民の避難や救助等に支障を来たすおそれがあり、二次的被害を拡大させる可能性があるため、下記のとおり評価を行う。

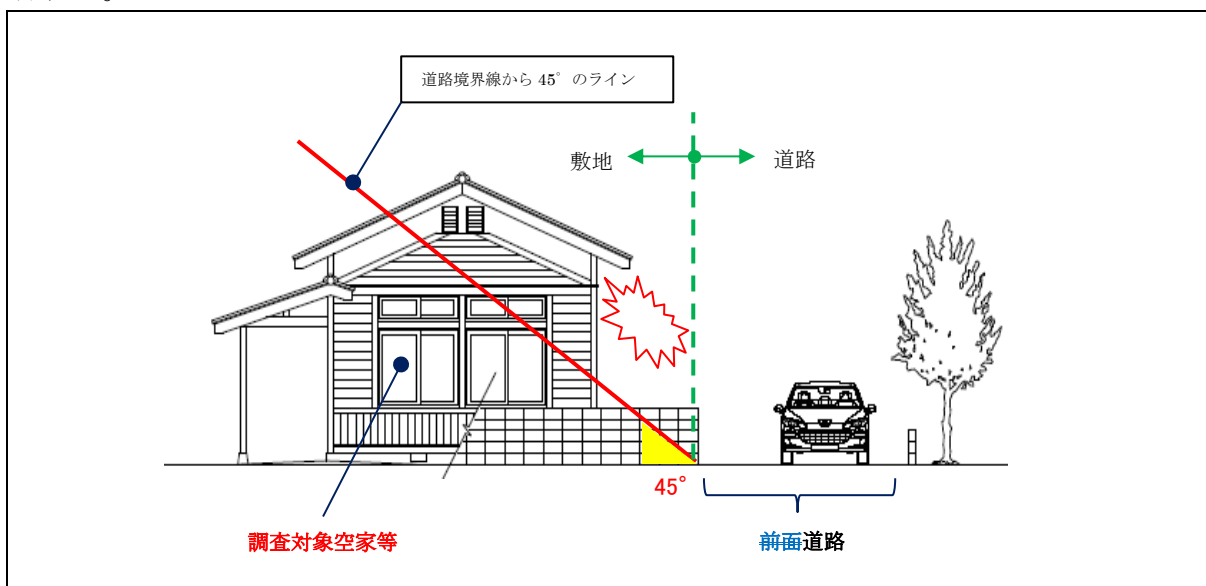
《判定手法》

~~1. 前面道路に倒壊するおそれがある場合、当該前面道路の沿道について、隣家等の有無を調査する。~~

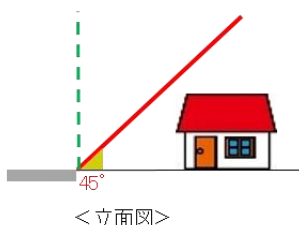
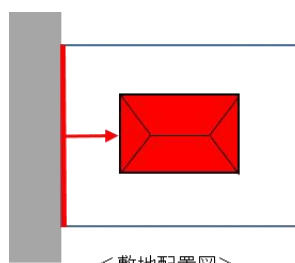
⇒1. 前面道路が避難路等に指定されているかを調査する。

⇒2. 沿道の始点・終点が明確でない場合は、現地の状況により適宜判断する。

⇒3. 敷地に高低差がある場合や、敷地と道路との間に水路がある場合等、一律に判断することが困難な場合は現地の写真や図示等により、倒壊の危険性を総合的に判断する。

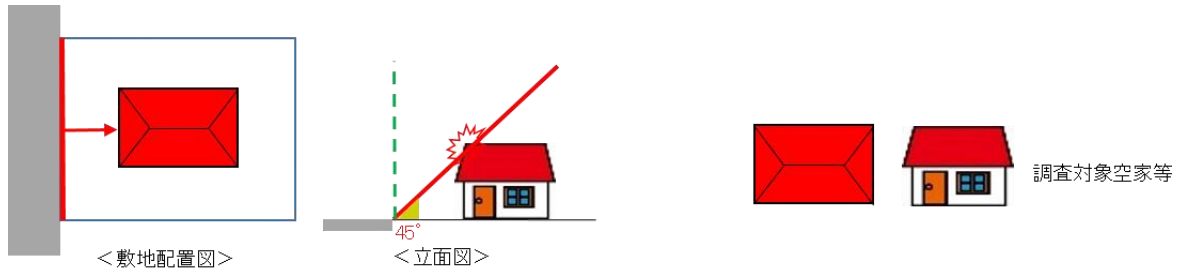


影響なし



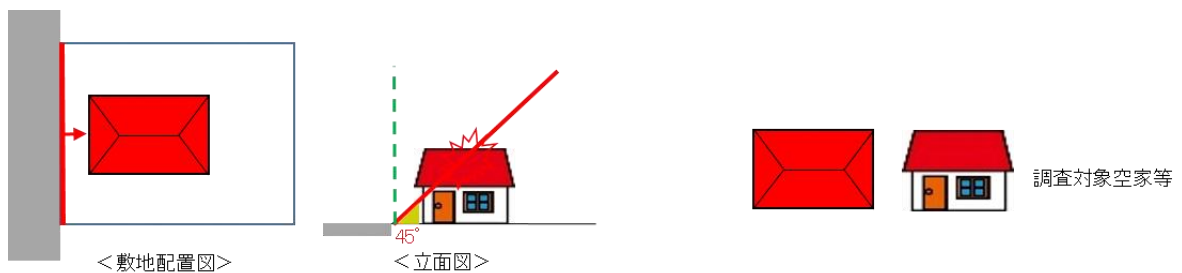
前面道路の道路境界線から45°のラインを引いたとき、調査対象空家等に全く干渉しない場合

レベル1（影響が小さい（外壁面等面積比率：45° ラインを引いた外壁面側が概ね 20%未満））



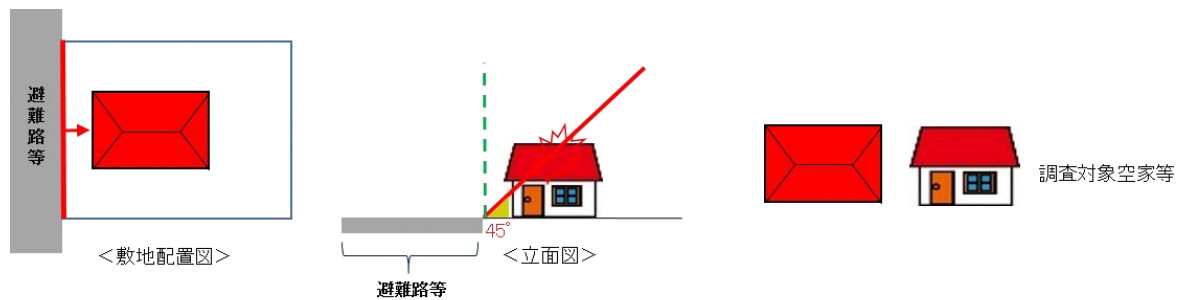
前面道路の道路境界線から 45° のラインを引いたとき、調査対象空家等に少し干渉する場合（または干渉するか判断が難しい場合）

レベル2（影響が大きい（外壁面等面積比率：45° ラインを引いた外壁面側が概ね 20%以上））



前面道路の道路境界線から 45° のラインが、調査対象空家等に大きく干渉する場合

レベル3（影響が大きく、前面周囲に存する道路が避難路等に指定されている）
（外壁面等面積比率：45° ラインを引いた外壁面側が概ね 20%以上）



前面道路の道路境界線から 45° のラインが、調査対象空家等に大きく干渉し、かつ、前面周囲に存する道路が下記に掲げる『避難路等』に指定されている場合

【避難路等】

- ① 三条市地域防災計画に位置付けられた緊急輸送道路又は避難路
- ② 耐震改修促進計画に位置付けられた避難路ハザードマップ等で記載されている避難経路
- ③ 通学路等、特に重要と考えられる道路

【③通行人等への被害の影響】

落下危険物等が、周辺の建築物（隣家等）や通行人等に対し悪影響をもたらすおそれがあるか否かについて、落下危険物等の高さ、人の通行する~~前~~道路等との距離を勘案して評価する。

調査に当たっては、例えば外壁が破壊している空家であっても、既にそのすべてが崩落してしまっていて今後落下するおそれのないものや、窓ガラスが破損して落下しても、バルコニーがあつて直下に被害が及ばない場合等は危険性が低いものとして「レベル1（ほとんど影響なし）」に分類する。

また、外壁の落下等について、直下に屋根や庇があり、完全に被害を防止できないが危険性がかなり減少する場合は「レベル2」にする等、適宜判断する。

なお、落下危険物等の高さや~~前~~道路等との距離については、様々なケースが考えられることから、個別に目視により確認し判断する。

《判定手法》

1. 屋根材・庇等 【調査票④】

飛散・落下等により、周辺の建築物や通行人等に危険をもたらすおそれがあるか否かを目視により確認する。

レベル1



一部破損がみられるものの、他の部分は比較的健全。

レベル2



2階の屋根の瓦がずれており、落下のおそれがある。
(直下には、1階の屋根がある。)

レベル3



1階の屋根の瓦の大部分がずれており、地面に落下するおそれがある。
(直下には、落下を防止する1階の屋根等がない。)

2. 外装材 【調査票⑤】

構造躯体（柱や梁など）に損傷や変形が生じている場合、外壁や内壁にクラック（ひび割れ）が発生する可能性が高く、その損傷や変形が大きい場合は仕上げ材が剥離することがある。当該調査については、建築物の倒壊の危険性を評価するものであるが、直ちに倒壊するおそれはなくとも、台風等により外装材が飛散した場合、地域住民等に被害をもたらすおそれがあるため、二次的被害の拡大抑制についても留意の上、調査を実施する。

判定に際しては、クラックの発生状況や、剥離などの破損の程度を目視により確認する。

レベル2（建築物の一部に大きな亀裂や、壁仕上げの剥落が見られる）



湿式の壁（モルタル塗り、土壁等、左官仕上げによる壁）で大きなクラックや、剥離がみられ、落下した場合に人の頭にあたり負傷等させるおそれのあるもの



乾式の壁（木板張り、サイディング張り等、外装材を取り付けた壁）で破損や剥離のみられるもの

レベル3（著しい破損等がみられ、壁仕上げ材の落下のおそれがある）



外壁面全体にわたり、大きなクラック、剥離、破壊がみられ、躯体の損傷が明瞭であるもの



3. 看板・機器等 【調査票⑥】

破損等により、部材が飛散又は落下するおそれがあるか否かを目視により確認する。

レベル2



看板の底板に腐食が発生している。
(直下には、1階の屋根がある。)
※直下に屋根や庇がない場合は、レベル3に分類する。

レベル3



看板の支持金具(ボルト・ナット等)に著しい腐食が発生している。

4. 屋外階段又はバルコニー 【調査票⑦】

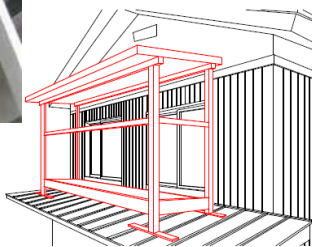
破損等により、部材が飛散又は落下するおそれがあるか否かを目視により確認する。

レベル2



部分的にサビ等の腐食がみられる。
(支持部材(柱・梁・根太等)には深刻な損傷がない。)

レベル3



・床材に著しいひび割れ又は劣化が生じている。
・支持部材(柱・梁・根太等(左図の朱線部分参照))に生じているひび割れ又は劣化のうち、構造上問題となるひび割れ又は劣化がある。

5. 門又は塀 【調査票⑧】

破損等により、門又は塀が倒壊・転倒・落下等するおそれがあるか否かを目視により確認する。

レベル2



ブロック塀に大きなひび割れが生じている。
(全体的な傾斜はない。)

レベル3



ブロック塀に乱れがあり、一部破損もみられ、倒壊する危険性が高い。



カテゴリーⅢ【建築物及び敷地の調査】について

空家等が老朽化等したことにより、地震や台風などの自然災害が原因でさらに老朽化が加速し、今後、周囲に被害が及ぶおそれがあるか否かについて判定を行い、その程度によりレベル1～3に分類する。

《判定手法》


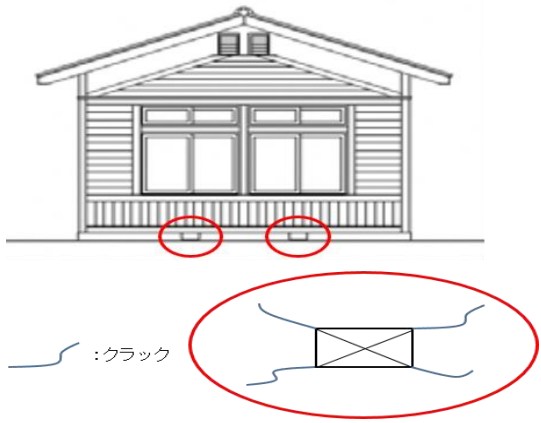
1. 構造躯体の不同沈下 【調査票⑨】

地盤の沈下により、建築物が変形したり損傷したりしていないかを調査する。
(屋根がゆがんでいないか、小屋組み等に変形が生じて破損していないか、地割れがないか、建物周囲に雨水等の滞留後はないか、地中埋設管付近で異臭が発生していないか 等)

レベル2	レベル3	<p>不同沈下により建築物に部分的な変形が生じ、小屋組や外壁に損傷が生じている。</p>
 <p>液状化により中央部が沈下した住宅</p>		

2. 基礎の破損 【調査票⑩】

クラックスケール等を用いた外観目視による調査を行う。
(状況を記録に残すため、適宜、写真撮影を行う。)
2 mm 以上のひび割れがみられるか否かなどを調査する。

	 <p>:クラック</p>
<p>クラックスケールを用いて、クラック幅を測定する。</p>	<p>(参考: 床下換気孔) 建築基準法施行令第22条の規定により、木造等の場合、原則として所定の位置に設ける必要があるもの。 開口部は上図のように、コンクリートの乾燥収縮等により、ひび割れが発生しやすい。</p>

レベル1

《下記と同程度の状況にあるもの》

- 1) ほとんど被害なし
- 2) 床下換気孔周囲にひび割れがみられる
- 3) 基礎の一部に、2mm未満のひび割れがみられる（局所的に集中していたり基礎全体に発生していたりはしてしない）

レベル2

基礎内部さび汁



基礎内部鉄筋の露出



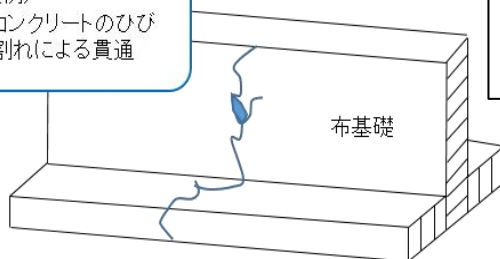
《下記と同程度の状況にあるもの》

- 1) 2mm以上のひび割れが複数みられる
- 2) 深さ20mm以上のコンクリートの欠損がみられる
- 3) 欠損部分に粗骨材（砂利等）の露出がみられる（ジャンカ）
- 4) 鉄筋の露出や、爆裂がみられる
- 5) ひび割れから、錆汁がみられる

レベル3



(例)
コンクリートのひび割れによる貫通



《下記と同程度の状況にあるもの》

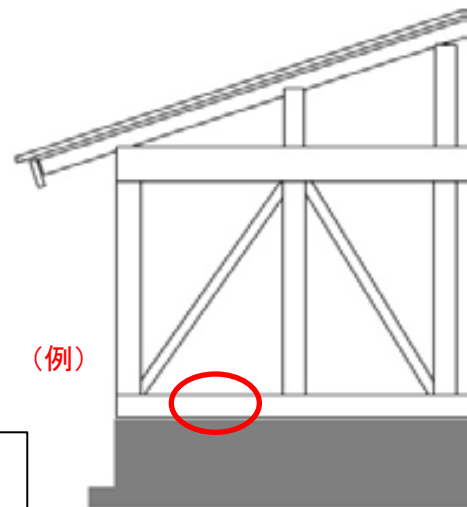
- 1) レベル2の現象が、基礎全体にみられる
- 2) レベル2の現象が、局所的に集中して発生している
- 3) コンクリートのひび割れにより、貫通が確認できる
- 4) コンクリートの欠損により、貫通が確認できる

3. 構造躯体等の腐食・シロアリ被害の有無 **【調査票⑪】**

目視による確認を行う。既存資料を参考に設定した、下記の定量的指標を基に、建物の周長から大凡の部材延長（本数）を割出し、腐朽率を確認する。

レベル1（ごく一部の断面欠損（部材延長(本数)の腐朽率：概ね10%）

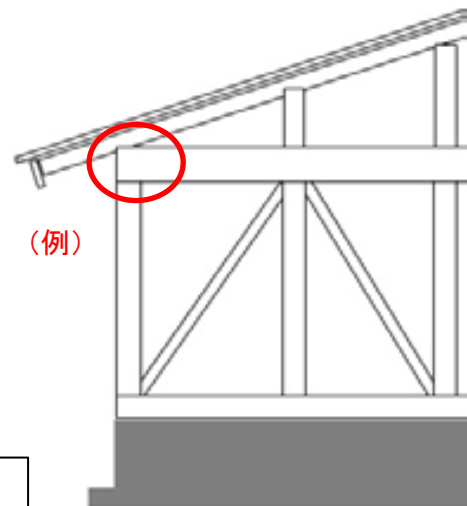
構造躯体の接合部や広範囲の被害はない



構造耐力上主要な部分である土台に損傷がみられるものの、被害は一部であり、接合部を含む他の箇所への広範囲の被害はない。

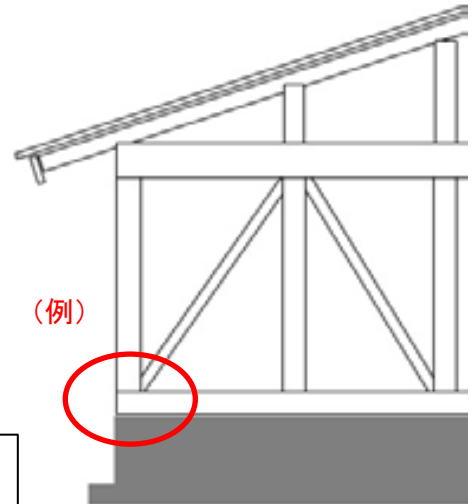
レベル2（一部の断面欠損（部材延長(本数)の腐朽率：概ね10～30%）

構造躯体の接合部や広範囲の被害はない



構造耐力上主要な部分である柱や梁に損傷がみられるものの、被害は一部であり、接合部を含む他の箇所への広範囲の被害はない。

レベル3（複数個所の断面欠損（部材延長(本数)の腐朽率：概ね30%以上）
 構造躯体の接合部の欠損や広範囲の被害あり



柱、梁、筋かい、柱と梁の接合部等、構造耐力上主要な部分の接合部に大きな断面欠損がみられ、他の部位にも被害がみられる。

4. 外観目視の不良度判定 【調査票⑫】

住宅地区改良法施行規則（S35.6.27 建設省令第10号）第1条第1項第一号に掲げる別表第一を準用して、外観目視による不良度判定を行った建築物の場合、その評点に基づきレベル1～3に分類する。

評点	不良状況	判定
50点以下	再生可能	レベル1
51～99点	老朽	レベル2
100点以上	危険	レベル3

上記による現地調査が終了したら、別紙『特定空家等認定マニュアル』を基に、チェックを付した箇所の判定レベル等を記載して集計を行う。

総合判定

X-1：現状では、保安上危険となるおそれのある状態とは判断されないが、経過観察を要するもの。
 （法律ガイドライン別紙2～4に基づく調査を行う。）

~~X-2：即座に特定空家等と判断することは困難であるが、その対策を検討すべきと考えられるもの。
 （法律ガイドライン別紙2～4に基づく調査を行う。）~~

X-2：特定空家等と認定する。

2 現地調査内容〔法律ガイドライン別紙2関係〕

『そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態』について法律ガイドライン〔別紙2〕では、下記の項目について示されている。

- (1) 建築物又は設備等の破損等が原因で、所定の状態にある場合。
- (2) ごみ等の放置、不法投棄が原因で、所定の状態にある場合。

これらを勘案し、所定の状態にあると認められるか否かについては、次により判定を行う。

(1)について

①吹付アスベスト等が飛散し、暴露する可能性が高い状態か判定する。

目視により吹付アスベストが施工されていないか、適切な封じ込め措置がなされていないかを確認する。

②臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を来している状態か判定する。

浄化槽の管理不全等による排水等からの悪臭が、当該空家等から発生する臭気であること及び複数の近隣住民等からの聞き取りを参考に判断する。

(2)について

ごみ等の放置、不法投棄による臭気及びねずみ等の害虫が発生し、地域住民の日常生活に支障を来している状態か判定する。

当該空家等のごみ等から発生する悪臭であること及び多数のねずみ、はえ、蚊等の発生状況を複数の近隣住民等からの聞き取りを参考に判断する。

3 現地調査内容〔法律ガイドライン別紙3関係〕

『適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態』について

法律ガイドライン〔別紙3〕では、下記の項目について示されている。

- (1)適切な管理が行われていない結果、既存の景観に関するルールに著しく適合しない状態である場合。
- (2)その他周囲の景観と著しく不調和な状態である場合。

これらを勘案し、所定の状態にあると認められるか否かについては、次により判定を行う。

(1)について

近隣から苦情が来ているなど、景観上、著しく不適合な状態か判定する。

(2)について

周囲の景観と著しく不調和な状態か判定する。

汚物、落書き、窓ガラスの破損、看板の破損、立木等の繁茂、ごみ等の放置などにより、周囲の景観と著しく不調和な状態か判断する。

4 現地調査内容〔法律ガイドライン別紙4関係〕

『その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態』について

法律ガイドライン〔別紙4〕では、下記の項目について示されている。

- (1) 立木が原因で所定の状態にある場合。
- (2) 空家等に住みついた動物等が原因で、所定の状態にある場合。
- (3) 建築物等の不適切な管理等が原因で、所定の状態にある場合。

これらを勘案し、所定の状態にあると認められるか否かについては、次により判定を行う。

(1)について

立木が原因で、周辺の生活環境に悪影響を来すおそれがあるか判定する。

立木の腐朽、倒壊、枝折れ等が生じ、**前**道路や近隣家屋の敷地に越境している状態及び枝等が大量に散らばっている状態並びに歩行者等の通行を妨げている状態で、その管理がなされていない状態か判断する。

※上記が雑草繁茂（おおむね草丈1m以上）によるものも対象とする。

※管理がなされていない状態とは、立木や雑草で玄関まで到達することが困難な状態や、人が通行した形跡が確認できない状態等で判断する。

(2)について

空家等に住みついた動物等が原因で、地域住民の日常生活に支障を来している状態か判定する。

動物の鳴き声、ふん尿による悪臭、毛の飛散、のみの発生、周辺の土地・家屋への侵入、シロアリ発生による近隣家屋への飛来等の状態が、当該空家等から発生するものであること及び複数の近隣住民等からの聞き取りを参考に判断する。

(3)について

建築物等の不適切な管理等が原因で、防犯上の問題や落雪による影響があるか等の状態を判定する。

門扉が施錠されていない、窓ガラスが割れている等、不特定の者が容易に侵入できる状態及び屋根の雪止めの破損などにより落雪が発生し、歩行者等に危険を及ぼすおそれがある状態並びに周辺の道路や家屋の敷地等に土砂等が大量に流出している状態か判断する。

※屋根の雪下ろしがなされないことにより、上記と同様の状態になり得るおそれがある場合も対象とする。（屋根等の積雪量、屋根の傾斜、隣家等との距離を考慮して判断する。）

現地調査フロー

ガイドライン別紙1

「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」

カテゴリーⅠ ~~（周辺への影響）~~ 【建築物の傾斜（倒壊のおそれ）】

カテゴリーⅡ ~~（建築物及び敷地）~~ 【周辺（近隣の建築物や~~前~~道路、通行人等）への影響】

カテゴリーⅢ ~~（落下危険物等）~~ 【建築物及び敷地の調査】

判定

X-1

~~X-2~~

判定

X-~~3~~2

ガイドライン別紙2～4に基づく調査

特定空家等

ガイドライン別紙2

「そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態」

ガイドライン別紙3

「適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態」

ガイドライン別紙4

「その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」

該当数

『1』

『2』

該当数

『3』

空家等

特定空家等

■認定調査票の記入について

現地で実施する測定や目視による確認等の結果を基に、各調査項目の該当する箇所にチェックマーク（✓）を付す。

※調査対象がない場合については空欄とする。

全項目の調査が終了したら、別紙『特定空家等認定マニュアル』を基に、チェックを付した箇所の判定レベル等を記載して集計を行う。

※「1. 建物概要」については、現地調査の前に、税務課端末や統合型 GIS システム（以下「端末情報」という。）などから必要な情報を取得し、あらかじめ記入しておく。

【1 建築物所在地】

原則として「住居表示」を記載する。（住居表示が実施されていない地域については「地番」を記入する。）

「住居表示」…住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号）に基づき、市街地において、住所若しくは居所又は事務所、事業所その他これらに類する施設の所在する場所を分かりやすく表示するために設けられたもの。

「地番」…不動産登記法（明治 32 年法律第 24 号）に基づき定められた土地の番号。

【2 建築物用途】

端末情報の「用途」や「種類」を参考に、現地の状況により記載する。用途が不明な場合や、用途が複合していて判断に窮する場合（店舗併用住宅等）は⑨その他欄にチェックしてその旨記載する。

【3 構造】

現地の状況により記載する。①在来軸組工法か、②枠組壁工法か判断がつかない場合は③不明欄にチェックする。

【4 階数】

現地の状況により記載する。

【5 規模】

端末情報の床面積（㎡）を記載する。端末情報に比して明らかに増築又は一部解体している場合は、おおよそその実測面積を記載する。

【6 建築年】

端末情報の建築年月日を記載する。不明な場合については「不明」と記入する。

3 現地調査にあたり準備するもの（例）

- ・立入検査員証
- ・測量器具（巻尺・メジャー・下げ振り・さしがね・クラックスケール等）
- ・ヘルメット、デジタルカメラ、懐中電灯、双眼鏡
- ・特定空家等認定調査票
- ・調査対象空家等の周辺の住宅地図
- ・筆記用具
- ・その他